

生 徒 心 得

自主・自立の育成

(四つの精神運動)

- 自分で考える
- 自分で調べる
- 自分で決める
- 自分で成し遂げる

総則

この心得は、本校生徒としての生活を示すものである。

これをもとに、高校生としての自覚をもち、よりよい生活を営み、互いに人権を尊び、よい校風を創るよう努力すること。

1. 礼儀と交友

- (1) 学校の内外を問わず、他人の人格を尊重し、品位ある言葉づかいや態度に留意し、より明るく、より楽しい学校づくりに努力すること。
- (2) 交友には、和を重んじ、互いに相手の立場を理解し、注意しあえる友人関係をつくること。

2. 授業

- (1) 授業は常にまじめな態度で臨み、まず自らが積極的に学ぶよう努めること。
- (2) 授業開始後10分が経過しても授業担当者が来室しない場合には、総務委員が速やかに教育総務部に連絡し、指示を受けること。
- (3) 自習時間は、他の授業の妨げにならないよう静かに学習すること。

3. 出欠席

- (1) 遅刻・欠席をする場合は、事前に必ず連絡をすること。欠席の場合は、その理由を明確に発熱や病状など具体的に届け出ること。
- (2) 遅刻・早退・欠課・欠席・忌引については必ず届出ること。
- (3) 遅刻した場合は、各学年所定の「遅刻・早退個人カード」に記入し、授業担当者の指示に従って入室すること。

4. 考査

- (1) 考査は監督の先生の指示に従い、不正行為のないよう厳正に受験すること。
- (2) 定期考査において、23分以上遅刻したときは、受験することはできない。
- (3) 考査期間中は、机の中に持ち物を一切入れておかないこと。
- (4) 考査中は携帯電話・スマートウォッチを含む通信機器を持ち込まないこと。
- (5) 受験中は、物品の貸借をしてはならない。
- (6) 定期考査時間割発表後から考査終了まで、教職員の許可なく、指定の場所に入ってはならない。

5. 保健衛生

- (1) 勉学の目的を達するために、健康に留意し、スポーツ等により積極的に体力の向上をはかること。
- (2) 保健室の利用の際には、その都度担当職員に申し出ること。
- (3) 日本スポーツ振興センターの給付を受けようとする者は、学級担任を通じて養護教諭に申し出ること。
- (4) 家庭または自宅付近に感染症が発生したときは、速やかに学級担任および養護教諭に届け出ること。

6. 校内生活

- (1) 登校・下校の時間を厳守すること。登校時刻は午前8時35分までとし、下校時刻は午後5時00分までとする。ただし、本校教職員の指導のもとにある場合はこの限りでない。
- (2) すべての教育活動は、関係教職員の指導のもとに行うものとする。
- (3) 各教科以外の教育活動は校内で行うことを原則とする。学校外で行う場合は、あらかじめ校長の許可を受けること。
- (4) 対外試合、合宿ならびに校外の催し等に参加しようとするときは、あらかじめ校長の許可を受けること。
- (5) 学校の内外を問わず、印刷物の発行、配布、公示ならびに放送をしようとするときは、あらかじめ関係教職員の許可を受けること。
- (6) 教室または校庭等の校具・器物を使用する場合は、関係教職員の許可を受け、大切に扱うこと。なお、使用後は後始末を確実にし、万一損傷した場合には、学級担任に届け出て、その指示を受けること。
- (7) 学校の非常事態発生の場合は、教職員の指示に従って冷静に行動すること。
- (8) 登校から下校までの間に校外に出ようとするときは、学級担任の許可を受け、生活指導部に申し出て、外出許可証を受けとること。外出中は許可証を携帯すること。

7. 所持品

- (1) 生徒証明書は、常に携帯しなければならない。
- (2) 所持品はすべて記名すること。貴重品その他学校生活上必要でない物品は、一切学校に持参しないこと。やむを得ず持参した金銭やその他の貴重品は必ず身につけるか、学級担任などに保管してもらう。
- (3) 所持品を紛失または拾得した場合は、多少にかかわらず速やかに学級担任を通じて生活指導部に届け出ること。
- (4) みだりに金品の貸借をしないこと。
- (5) 所持品の管理は、各自が責任を持って行うこと。

8. 校外生活

- (1) 校外生活では、本校生徒としての自覚と責任を持ち行動すること。
- (2) 外泊をとまうキャンプ・旅行・登山などをする場合は、事前に保護者の承諾を得た計画書を学校に提出し、学校の許可または指導を受けること。
- (3) 夜間の外出は避け、やむを得ず外出する場合は行先、帰宅時間を保護者に告げ、承諾を得ること。（夜11時～早朝5時の外出は「滋賀県青少年の健全育成に関する条例」により禁止されている）無断外泊はしないこと。
- (4) バイク・自動車については、「買わない・乗らない・乗せてもらわない・運転免許をとらない」の「四無い運動」を守ること。
- (5) 登下校途上はもちろんのこと、日常においても不健全な娯楽場・遊戯場・飲食店などの、高校生として好ましくない場所へは立ち入らないこと。
- (6) 本人や家族に事故が起こった場合は、速やかに学校に連絡すること。

9. 通学

- (1) 規定の通学路以外の通行は禁止する。近隣の住民に迷惑をかけないようにマナーを守って登下校すること。
- (2) 電車やバスを利用する者は、一般の乗客に迷惑をかけないように注意し、交通道德を守って滋賀短期大学附属高校生としての品位ある言動を保つこと。
- (3) 自転車通学を希望する者は、事前に「自転車通学許可願」を生活指導部に提出し、許可を受けること。また、自転車保険に必ず加入し、安全運転に努めること。
- (4) 定期券を他人に貸したり、その他、不正乗車をしたりしないこと。
- (5) やむを得ない事情のため正規の服装ができない場合には、学級担任を通じて「異装許可願」を生活指導部へ提出し、許可を受けること。
- (6) 通学に際して、キックボード（電動を含む）スケートボード等を利用しないこと

10. 運転免許取得に関する規定

原動機付自転車、自動二輪車または普通自動車等の運転免許を取得する事は、原則として禁止する。ただし、特別な事情がある者に関しては、以下に定める規定に基づき許可をする。

＜運転免許取得に関する規定＞

生徒が原動機付自転車、自動二輪車または普通自動車（以下「バイク、自動車等」という）の運転免許証（以下「免許」という）を取得し、または、バイク、自動車等を使用することに関し、次の通り定める。

- (1) 在学中は免許を取得しないこととする。
ただし、3年生のうち就職先、進学先が内定した者についてはこの限りではない。
- (2) 上記項目(1)のただし書きの場合で、免許取得のため教習所へ入所する時期は、第5期定期考査終了後とする。
- (3) 教習所へ入所を申し込む場合、または免許検定試験を受験する場合は、事前に「自動車教習所入所許可願および誓約書」を学校（「生活指導部」以下同じ）に提出し、校長の許可を受けること。
- (4) 免許を取得したときは、直ちにこの旨を学校に届け出るとともに、免許証を学校に預けること。
- (5) この規則及びこの規則に基づく誓約事項に違反したときは、懲戒を含む厳重な指導を行い、免許証を学校で預かるなど必要な措置を行う。

11. 服装・頭髪に関する規定

服装・頭髪等については本校生として品位あるものにする

(1) 制服

制服着用については下記の通りとする。

基本スタイル

〔男子〕・・・ジャケット、冬スラックス、長袖シャツ、ネクタイ、指定ベスト、指定セーター

〔女子〕・・・ジャケット、冬スカート、冬スラックス、長袖シャツ、リボン、ネクタイ、指定ベスト、指定セーター

夏スタイル

〔男子〕・・・夏スラックス、半袖シャツまたは長袖シャツ、ネクタイ

〔女子〕・・・紺またはチェックの夏スカート、夏スラックス、半袖シャツまたは長袖シャツ、リボン、ネクタイ、指定ベスト

※スタイルの移行期間の詳細については、生活指導部の指示に従うこと。

〔※〕制服の変形は一切認めない。（変形の場合は、新たに買い直しを求める）

〔※〕ソックス等について

男子・・・ソックスは、白・黒・紺を基調とした色の無地または、ワンポイントのみとする。

女子・・・ソックス・ハイソックス・タイツは、白・黒・紺を基調とした色の無地または、ワンポイントのみとする。

防寒着

本校指定のコート、華美でないもの（単色・ワンポイント）、部活動指定の上着（コミュニケーションマーク・学校名が入っているもの）とする。

(2) 靴

通学靴（ローファー・運動靴）は華美でない、高価でないものとする。校内履きについては本校指定のものに限る。

(3) 鞆

通学鞆は本校指定、または部活動指定の鞆とする。

(4) 頭髪

①染髪、脱色、過度な刈り上げ、パーマやカールまたは付け毛等の加工は一切しないこと。

※規定に反した場合は、厳しく対処する。

②自然頭髪証明書が必要な場合は、1年次の4月末までに学級担任に写真を添えて申し出ること。

(5) その他

①化粧はしないこと。

②不必要な装飾品（髪飾り、イヤリング、ネックレス、ピアス、指輪、カラーコンタクト、付けまつ毛、付け爪等）は身に付けないこと。

※以上の規程に違反した者には、必要な指導措置を行う。

12. アルバイトの規定

(1) 許可規定

- ①生徒心得を遵守していること。(欠席,遅刻を含め,生徒指導上の問題行動等があれば,その時点でアルバイトは中止する)
- ②アルバイトは,長期休業中とする。希望者は,申請用紙を提出し,許可を受けること。ただし,特別な事情がある場合は,生活指導部で検討する。
- ③許可できる期間は,休業日数の3分の2以内である。
- ④学業成績や生活態度等において,問題がある場合は許可しない。
- ⑤アルバイト先の風紀上,健康上好ましくないところは許可しない。
- ⑥②の特別な事情で許可された場合は,毎年度初め始業式直後に許可申請を行うこと。(ただし,学期期間中の学校登校日は認めない)

(2) 許可手続

- ①生徒は「アルバイト許可申請用紙」を学級担任に提出すること。学級担任は許可規定に該当するものについては,学級担任印を捺印し,生活指導部へ提出する。
- ②許可条件を満たしている場合には「アルバイト許可確認用紙」を発行する。
- ③「アルバイト許可確認用紙」に使用者及び保護者が該当事項(雇用期間,就業場所,仕事内容,就業時間,賃金等)を記入し,捺印の後,提出する。
- ④雇用先には,学校で発行された「アルバイト許可確認用紙」を提出する。
- ⑤許可を受けた生徒は,「アルバイト許可確認用紙」を保管すること。

13. 携帯電話等の使用について

- (1) 原則として,校内での使用は禁止する。
- (2) 校外においても,マナーを守り周囲の迷惑にならないよう,使用については十分留意すること。
- (3) 特にインターネット利用について,下記の事項に注意すること。
 - ①SNS 等, インターネット上に学校名や氏名,住所,電話番号などの個人情報を書き込まないこと。
 - ②書き込みの内容には責任を持ち,虚偽や他人を誹謗,中傷,侮辱するようなことがあってはならない。
 - ③自身の画像掲載には十分注意し,個人が特定できる他人の画像を,同意なしに掲載してはならない。
- (4) iPad 等に係る情報管理規約については別に定める。

i P a dに係る情報管理規約

滋賀短期大学附属高等学校

ICT 推進委員会

- ・アプリのインストールは学校管理で行い、自宅などでの私的なアプリのインストールは原則禁止する。

- ・iPad 本体の充電は自宅で行い、学校では原則充電しない。

- ・生徒間での iPad 本体の貸し借りを禁止する。ただし、共同で作業をする場合これには該当しない。

- ・インターネット接続など、学校の Wi-Fi，またはキャリア通信で行う。
ただし、この Wi-Fi のセキュリティパスは非公開なので、私物のスマートフォン等の接続は禁止する。

- ・インターネット接続について、全てのサイトに接続できるわけではない。授業等で必要なサイトには接続できるような設定になっている。

- ・iPad の扱いには十分気をつける。故障などのトラブルは学校側で責任を負いかねる。

- ・カメラ機能を使用する場合、被写体の肖像権や著作権に十分配慮すること。

- ・授業中、特に指示のない限り、iPad の使用は控える。ただし、本委員会としてはいずれの授業においても積極的な利活用を望む。（常に利活用せよ，というわけではない。）